地公退ニュース

No. 105
2011. 12. 28
定価一部20円
（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所
東京都千代田区六番町一　自治労会館２F
地公退職者協議会
発行人　川端邦彦
03-3262-5546

社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）まとまる

―引き続き意見反映に取り組む―

「社会保障・税一体改革」については政府と民主党による協議・調整の結果、二〇一一年七月一日の閣議に「成案」が報告された後、社会保障に関しては厚生労働省の関連審議会などで審議が行われた。そのまとめをもとに行政側として五大臣会議（国家戦略・総務・財務・厚生労働・少子化対策）、与党側として社会保障と税の一体改革調査会（細川律夫会長）を舞台に調整が行われ、一二月二〇日に「**一体改革素案骨子（社会保障部分）**」が発表された。「素案骨子」では「成案」で提起された課題について、「二〇一二年通常国会に法案を提出する」「提出をめざす」「提出に向けて検討」「二〇一五年以降の導入に向けて検討」「引き続き検討」「将来課題」等の表現で、実施に向けた距離が表現された。

七月の成案自体が政府与党調整結果に基づくものだが、その具体化の検討に当たって政府与党内部では入り口からの議論が蒸し返された。これは調整が未熟だったか、政府・与党がそれぞれ組織の体を成していないかである。ただ、成案に書かれた内容には地公退として同意できない項目も多数含まれていたため、退職者連合に結集して意見反映に努めてきたので、その意味では運動の余地が残っているともいえる。

今後の検討状況に留意しながら当面する制度改革に向けて私たちの要求実現に取り組む必要がある。

給付と財源を数値で論ぜよ ―消費税五％引き上げの具体的検討―

一体改革の税に関しては政府税調の検討と民主党の税調の検討が並行して進められている。成案では消費税を段階的に五％引き上げるとしているが、これをめぐっては野党のみならず与党の一部からも成案に対するちゃぶ台返しが展開されている。政策・財政のあり方、基幹三税を中心とする適正な税負担を語らず、耳あたりの良いその場しのぎのリップサービス・根拠を欠く印象付けで選挙対策をしたがるとしたら、政治より自分の議員としての就職活動を優先していることになる。

一〇〇〇兆円を超える公債をさらに大量発行して発散の危機にさらそうとするのか、社会保障給付を大幅に削減しようとするのか。優先順位の低い事業を廃止縮小しても、長期にわたる社会保障給付財源を賄う金額は出てこない。

国民に正確な情報を提供して適正な税負担・社会保険料負担を呼びかけるのは与野党を問わず政治の責務である。政治に携わる者には党派を問わず、議員としての自己保身を優先することなく、望ましい社会保障給付と、それを裏付ける財源について数値をもって提言することを切望する。

以下、年金に関連する課題を記載する。

年金制度、賛成できない項目も

一体改革素案が年金制度について提起した主な項目は次のようなものである。

項目	政府の取り扱い方針	地公退の意見
新しい年金制度の創設	国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め平成二五年の国会に法案を提出	反対
①職種を問わない所得比例年金		
②税財源の最低保障年金		
基礎年金国庫負担二分の一の恒久化	二四年度国会に法案提出	賛成
低所得者への基礎年金加算	二四年度国会への法案提出に向けて検討	反対
受給資格期間の短縮	同右	反対
高所得者の基礎年金の税負担分減額（税制抜本改革と共に検討）	同右	賛成
物価スライド特例分の解消	二四年度国会に法案提出	反対
産休期間中の保険料負担免除	二四年度国会への法案提出に向けて検討	賛成
短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	二四年度国会への法案提出に向けて関係者の意見をききながら検討	賛成
	三号、配偶者控除と併せ検討	
被用者年金一元化	一九年法案をベースに二四年度国会への法案提出に向けて検討	賛成（条件付）
第三号被保険者制度見直し	短時間加入・配偶者控除見直しと共に引き続き検討	二分二乗反対
デフレ下のマクロ経済スライド適用	引き続き検討	反対
在職老齢年金の見直し	同右	賛成
標準報酬上限の見直し	同右	賛成
支給開始年齢引き上げ	将来課題	現役判断尊重

それぞれについての地公退の見解は地公退ニュース一〇四号に概要を記載したとおりである。看過できないのは、七月の成案で事実上先送りしたはずの「新しい年金制度の創設」を素案で再度取り上げ、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め平成二五年の国会に法案を提出」としたことである。これは地公退が、実現可能性からも、制度のあり方からも批判し、構想の速やかな撤回を求めてきた課題で、政府案に深い疑問を抱かざるを得ない。

二〇一二年度の年金額―減額の見通し

二〇一二年度の年金額は、例年の日程であれば一月二七日（二六日の属する週の金曜）に公表される消費者物価指数とあわせて発表される見通しである。報道では△〇・三％程度の切り下げ（四月実施）が予測されている。これに加えて一体改革素案骨子では「物価スライド特例分二・五％を平成二四年度から二六年度の三年間で解消し、平成二四年度は一〇月から（〇・九％減額）実施。二四年度通常国会に法案提出」とした。地公退は「一般的に年金額は物価スライドすべきであり、本来水準と実水準の差が長期に存続することは不自然である。しかし、特例水準は受給者が制度変更と一体の経過措置として受け容れた経過があり尊重されるべきである」と考えている。まして、マニフェストに明記した所得税の「老年者控除」と「公的年金控除」復元を実施せず、マニフェストに無い年金の物価スライド特例解消を先行して強行するのは許せない。退職者連合と共に引き続き要求行動を展開する方針である。

二〇一二年二月一五日午後には国会行動を検討している。

二〇一二年度 税制改革大綱と所得税控除

次年度税制の方向を決める税制改革大綱は一二月一〇日に決定された。昨年大きな期待を背景に提起された納税者憲章は、野党の説得に失敗した結果、見送りのままになっている。

年金に関する所得税の「老年者控除」と「公的年金控除」復元については、退職者連合等の強い働きかけにより厚生労働省税制改正要望に記載されたが、税調では「二〇一三年度以降の検討課題」とされた。

ここで年金に関する所得税の「老年者控除」と「公的年金控除」について再度課題の整理をしておく。

＜かつての制度＞

高齢者に対する所得税等について、二〇〇四年の制度改悪までは次の二つの控除があった。

① 老年者控除：所得税では五〇万円、地方税では四八万円を所得から控除する制度で所得が一〇〇〇万円以下の六五歳以上の者に適用

② 公的年金控除：年金から一定額（年金収入の額に応じて算出される額＝定額・定率・最低保障つき）を控除する制度で、特に六五歳以上は高い控除額。

＜二〇〇四年三月制度変更＞

しかし、二〇〇四年に当時の自公政権は、現役に比して高齢者の優遇が大きすぎるという理屈で控除制度を改悪した。

この結果所得税は二〇〇五年一月から（二〇〇六年の確定申告時から）、住民税は二〇〇六年一月より廃止・削減された控除が施行された。

- 老年者控除：廃止
- 公的年金控除：最低保障額　一四〇万円→一二〇万円
  定額控除　一〇〇万円→五〇万円　など

＜問題点＞

私たちは当時次の点を指摘してこれに反対したが、自公政権は改悪を強行した。

① 現役に比して優遇というが、年金はもともと生活保障原理で給付上限が抑えられている仕組みである。受給者は年金を唯一の生活基盤としている者が大半であり、従来の控除はその水準を保障するための制度である。控除削減・廃止でその水準を割り込むことは認めがたい。

② 国保・介護保険料など多くの社会保険料は現在、税額連動となっている。この措置は税額増に加えて、大きな保険料増をもたらしている。

- 当時の運動・国会での追及の結果、坂口厚生労働大臣も保険料の論理に照らして「収入が変わらないのに（他の所得形態の者は変わらない中で）年金所得者のみが保険料引き上げになる」ことは問題ありと表明せざるを得ず、数年間にわたり保険料の激変緩和措置がとられた。

＜動向・主張＞

① 制度施行後、退職者連合を中心に年金受給者の声を結集した運動の結果、民主党は二〇〇九年七月に発表した総選挙マニフェストで「一九・年金受給者の税負担を軽減する。＜政策目的＞年金受給者の負担を軽減し、高齢者の生活の安定を図る。＜具体策＞公的年金控除の最低保障額を一四〇万円に戻す。老年者控除五〇万円を復活する。＜所要額＞二四〇〇億円程度」と記し選挙に臨んだ。私たちはこれを歓迎し投票の判断基準のひとつとした。

② 政権交代後、退職者連合はこの課題を最重点要求に位置づけ、新政権及び与党との間で実現に向けて要請を反復している。二〇〇九年秋の政府税調の議論に期待したが、討論では「次年度に検討する配偶者控除問題とあわせて検討すべきではないか」という問題意識が示されたにとどまり、最終的にまとめられた「税制改革大綱」では言及がなかった。

③ 退職者連合は二〇一〇年参院選マニフェストに再び明記するよう民主党要請を続けたが、これには盛り込まれず、総選挙時の対応と一貫性を欠くことになった。

④ 同年、長妻厚生労働大臣は、彼が力説した総選挙マニフェスト事項であるにもかかわらず同省の税制改正要望事項にこの件を盛り込まなかったが、退連の継続的取り組みの結果、二〇一一年九月小宮山厚生労働大臣は「高齢者の生活の安定を図る見地から、老年者控除の復活をはじめ、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う」と要望した。政府税調ではこれについて一二月一日の会議で「平成二五年度以降の検討課題とする（社会保障と税の一体改革に係る審議において取り上げるものも含む）」取り扱いとした。

⑤ また、一昨年以来税調では扶養控除が論じられており、今後は配偶者控除が検討課題とされている。配偶者控除自体のあり方は検討すべきだと思われるが、万が一にも年金関連控除復元要求が実現しないまま廃止が決定されることがあれば、年金受給者にはさらなる負担の積み重ねになり決して認めることはできない。

民主党の税制に対する基本的考え方は、「所得控除から税額控除・給付つき税額控除・手当てへ」であり、これ自体は望ましい方向と考えられる。これにてらせば、総選挙マニフェストは所得控除の拡大（復元）という方向の違うテーマが同居していたともいえる。しかし、少なくとも市民が投票判断基準としたマニフェスト記載事項は履行し、その後にあるべき税制改革を体系的に提案すべきである。

年金の減額問題について
―退職者連合の主張―

政府は、一九九九年以降、物価が下落した際年金生活者の生活を考慮し政治判断で年金を減額せず据え置いた（物価スライド特例水準）。

爾後、特例水準以下に物価が下落したときは年金額が減額されるが、特例水準分は将来の物価上昇で相殺することとし年金額には手を付けないこととして毎年国会で全会一致法案が成立していた。本来水準と特例水準の差が現在二・五％ある。

政府は、社会保障と税の一体改革の一環としてこれを来年度から三年で解消（減額）しようとしている（毎年平均〇・八～〇・九％の減額）。

退職者連合は、物価スライド維持論からこの特例水準はいずれ解消されてしかるべきものと理解している。

特例水準について、当初政府が説明した物価上昇分では解消できない経済情勢であり、年金額の減額によりその差を解消しようとするのなら、民主党政府はその前に総選挙で公約した「公的年金控除」と「老年者控除」復元の選挙公約を果たすべきである。その次に選挙公約に無い年金減額に手を付けるべきである。しかもその際には丁寧な説明と充分な経過期間を設けるべきである。

退職者連合は、民主党が選挙で公約した年金課税問題を放置したまま選挙の際には何ら触れなかった年金の減額を、しかも自公政権時代に自らの党も同意した施策を破棄し、年金の減額を強行することには絶対に反対である。

特に、特例水準を解消した後にデフレ下のマクロ経済スライド発動を企図するなどは論外である。

年金制度は超長期的に安定した制度であるべきであり、受給者の不信感を招くようなことは厳に慎んでほしい。民主党政府が高齢者の不信を増幅させないことを切に望むものである。